平成２１年（フ）第１３６号
福岡県直方市大字感田2879番地１、前住所福岡県直方市大字感田2453番地
債務者　水江　麻紀
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１４６号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多11番地、前住所福岡県鞍手郡小竹町大字新多153番地の２
債務者　秋山　浩二
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１２９号
佐賀県唐津市浜玉町東山田4144番地２、前住所佐賀県唐津市浜玉町東山田4956番地５
債務者　中村　良樹
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第４０号
熊本県人吉市下原田町字西門2305番地１
債務者　村上　龍真
１　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第５３９号
宮崎市佐土原町下那珂2657番地７
債務者　渡部　里香
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２７９号
富山市西長江３丁目２番12―204号　永森ビル、前住所富山市五福1373番地　レジデンス末広301号
債務者　橋森　公則
１　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９７号
富山市新庄町３丁目６番83号
債務者　横嶋文三子
１　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２０号
富山市城村502番地　市営住宅354号
債務者　麻柄　倫子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９７号
長野県上伊那郡飯島町田切3239番地200
コーポ109　１号
債務者　倉田　和彦
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第９８号
長野県上伊那郡飯島町田切3239番地200
コーポ109　１号
債務者　倉田　千鶴
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第１５６号
山口県岩国市玖珂町1054番地７
債務者　鶴田　靖隆
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１６０号
山口県岩国市周東町下久原1649番地１
債務者　佐藤　　茂
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１６１号
山口県岩国市周東町下久原1649番地１
債務者　佐藤　千晴
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１６７号
山口県岩国市旭町１丁目５番27―102号
債務者　耒田　暢子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１１２号
福島県石川郡平田村大字上蓬田字切山51番地切山第二団地９号、前住所福島県郡山市富田町字中ノ目38番地の７ソレアードＫ・Ｉ201号
債務者　水野　　名
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第９７６号
千葉県市川市高谷新町10―６、住民票上の住所千葉県八街市用草454番地80
債務者　矢部　　亨
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０８９号
千葉県市原市南国分寺台３丁目５番地２　ハイツ時田Ａ202
債務者　小村　英夫
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係